昭和二十三年総理庁令第二十九号

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則を次のように定める。

（審査予定裁判官に関する通知事項）

第一条　最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号。以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。）第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に法第一条に規定する審査（以下「審査」という。）に付される同条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

（審査に付される裁判官に関する通知事項）

第二条　令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、前条に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

（投票用紙等の様式）

第三条　審査の投票用紙は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2　点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前項の規定にかかわらず、別記第二号様式その一に準じて（当該投票用紙のうち法第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、別記第二号様式その二により）調製しなければならない。

3　法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第七項又は第八項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その一に準じて、同条第九項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その二に準じて調製しなければならない。

4　法第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙（点字による審査の投票に用いるものを除く。）は、第一項の規定にかかわらず、別記第四号様式により調製しなければならない。

（在外投票用の投票用紙等請求書の様式）

第四条　令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

（投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製）

第五条　審査の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、それぞれ別記第五号様式から第八号様式までに準じて調製しなければならない。

（投票及び開票に関するその他の事項）

第六条　法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

（裁判官の氏名等の掲示における掲示事項）

第七条　令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第七号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日（以下この条において「任命年月日」という。）が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

附　則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附　則（昭和二七年八月一六日総理府令第五六号）　抄

1　この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附　則（昭和三三年四月二二日総理府令第三〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五八年三月一一日自治省令第七号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

7　この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附　則（昭和五八年一一月二四日自治省令第二七号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日前にその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附　則（平成元年四月一四日自治省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年一一月二五日自治省令第四一号）　抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施行する。

8　前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年一月三〇日自治省令第一号）　抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第百二十七号）の施行の日（平成十年六月一日）から施行する。

5　前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号）　抄

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。

5　前二項の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附　則（平成二八年五月二七日総務省令第六二号）　抄

1　この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附　則（平成二八年一二月二六日総務省令第一〇〇号）

1　この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

2　この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附　則（令和元年五月三一日総務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年五月三一日総務省令第一三号）　抄

1　この省令は、令和元年六月一日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附　則（令和五年二月一〇日総務省令第六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

（適用区分等）

第二条　第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

別記

第一号様式（投票用紙の様式）（第三条関係）

別記
第一号様式（投票用紙の様式（第三条関係））

最高裁判所裁判官国民審査投票

○　注意

一　やめさせたかがよいと思う裁判官についてはその氏名の上の欄にＯを書くこと。

二　やめさせなくてよいと思う裁判官については何も書かないこと。

裁判官の氏名

甲野　乙郎

都道府県
市区町村選挙管理委員会印

備考

一　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部からＸの記号を透視することができないものとすべき秘匿措置をとらなければならない。

二　投票用紙により、市町村の選挙管理委員会（特別区の区の選挙管理委員会を含む。）、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会（特別区の区の選挙管理委員会を含む。）、別記第二号様式その他正当であると認められる方法で投票用紙を印刷することができるとされている場合には、備考第一号において同じ。）の印をもつてこれに代えても差し支えない。

三　不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することが適当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会（都道府県の区域内の市町村の区域を分割して選挙区を定めた選挙区（以下「指定都市」という。）の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四　いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、第何回最高裁判所裁判官国民審査（以下「審査」という。）等と記載しなければならない。

五　第一条に規定する場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式（第三条関係））
その一

最高裁判所裁判官国民審査投票

点　字　投　票

○　注意

一　やめさせたかがよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。

二　やめさせたかがよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

都道府県
市区町村選挙管理委員会印

備考

一　投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。

二　不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することが適当であると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき印刷の文字を投票用紙に印刷することができるとされている。

三　いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、第何回最高裁判所裁判官国民審査（以下「審査」という。）等と記載しなければならない。

その二

最高裁判所裁判官国民審査

在外投票点字投票

○注意

一　やめさせたい方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。

二　やめさせたい方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

総務大臣印

備考

一　総務大臣の印は、綴込み式とする。

二　いずれの審査に係る投票であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

第三号様式（洋上投票等における投票送信用紙の様式）（第三条関係）

備考

一　用紙は、日本工業規格A列4番の紙とすること。

二　投票送信用紙に、あらかじめ、日本語及び英語（日本語及び英語を使用することが困難な者にあつては、日本語及び英語以外の言語）で、選挙の期日、投票の方法、投票送信用紙の記載の仕方、投票送信用紙の送信の方法、投票送信用紙の送信の期限、投票送信用紙の送信の場所、投票送信用紙の送信の場所の開設の期間、投票送信用紙の送信の場所の開設の時間、投票送信用紙の送信の場所の開設の場所、投票送信用紙の送信の場所の開設の場所の変更の方法、投票送信用紙の送信の場所の開設の場所の変更の場所、投票送信用紙の送信の場所の開設の場所の変更の場所の開設の期間、投票送信用紙の送信の場所の開設の場所の変更の場所の開設の時間、投票送信用紙の送信の場所の開設の場所の変更の場所の開設の場所、投票送信用紙の送信の場所の開設の場所の変更の場所の開設の場所の変更の方法

備考

一　投票録調製の方法は、市町村選挙管理委員会が、第二号様式の最高裁判所裁判官国民審査投票録（以下「投票録」という。）を調製し、これに投票録調製の年月日を記載した上、投票録調製の年月日の翌日から起算して二日間、投票録を投票所に備え付けておくことによつてこれを行うものとする。

二　投票録の調製の時期は、市町村選挙管理委員会が、当該市町村の選挙人名簿の抹消をすべきものとして通知を受けた者（以下「抹消者」という。）の氏名、住所、生年月日、性別、抹消の理由及び抹消の年月日を記載した抹消者の一覧表を作成し、これを投票録に添付することによつてこれを行うものとする。

三　投票録の調製の時期が、投票録の調製の年月日の翌日から起算して二日を経過した日であつてはならない。

四　投票録の調製の方法は、市町村選挙管理委員会が、当該市町村の選挙人名簿の抹消をすべきものとして通知を受けた者（以下「抹消者」という。）の一覧表を作成し、これを投票録に添付することによつてこれを行うものとする。

五　投票録の調製の時期が、投票録の調製の年月日の翌日から起算して二日を経過した日であつてはならない。

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三条関係）

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三条関係）

表

最高裁判所裁判官国民審査在外投票

総務大臣印

裏

1	裁判官の氏名の右に記載した序号を示す番号
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

（「×」を書く欄）

注　一　やめさせたいと思う裁判官については、その氏名の右に示した序号を示す番号の上の欄に「×」を書くこと。

二　やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

備考

一　総務大臣の印は、刷込み式とする。

二　いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

第五号様式（投票録の様式）（第五条関係）

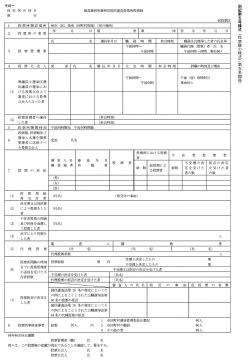

備考

1 この様式は、四隅等（四隅及び各の間隔がおおむね十メートルを超えないこととされる公職選挙法第一条の六第六項に規定する選挙運動用自動車の四隅等をいう。）に掲出する自動車の運動用ポスターの掲示を行うことを目的とする場合に使用する。

2 「選挙活動用自動車」とは、開始後期間中（公職選挙法第一条の六第一項に規定する期間をいう。）に掲出（運動用ポスターを掲示することをいう。）をしようとする自動車をいう。

3 「運動用ポスター」とは、開始後期間中（公職選挙法第一条の六第一項に規定する期間をいう。）に掲出（運動用ポスターを掲示することをいう。）をしようとするポスターをいう。

4 「掲示期間」欄には、自動車登録番号で掲示をしようとする期間（公職選挙法第一条の六第二項に規定する期間をいう。）を記入し、自動車登録番号の末尾の数字が奇数の自動車の掲示期間は奇数日に、偶数の自動車の掲示期間は偶数日に記入し、両方の自動車の掲示期間は毎日と記入すること。

5 「掲示場所」欄には、自動車登録番号で掲示をしようとする場所（公職選挙法第一条の六第三項に規定する場所をいう。）を記入すること。

6 「掲示時間」欄には、自動車登録番号で掲示をしようとする時間（公職選挙法第一条の六第三項に規定する時間をいう。）を記入すること。

7 「自動車登録番号」欄には、自動車登録番号の数字の末尾の数字が奇数の自動車の場合は「奇数」と、偶数の自動車の場合は「偶数」と記入すること。

8 「掲示期間」欄、「掲示場所」欄及び「掲示時間」欄の記入に当たっては、

第六号様式（開票録の様式）（第五条関係）

第七号様式（審査分会録の様式）（第五条関係）

第七号様式(審査分会録の様式)(第五条関係)

何年何月何日
執　　行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

1 審査分会場開設年月日	昭(平成)何年何月何日				(何の場所)	
2 審査分会の会人	党　派	氏　名	選任年月日	参会時刻	選任の事由	
(1) あらかじめ選任された者						
(2) 臨時に選任された者						
3 審査分会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会			何年何月何日 午前(後)何時何分閉会		
4 審査の結果						
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票			無効投票	無効投票率
		総　数	国民審査法第三条第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受けたもの			%
(2) 罷免を可とする投票の数、罷免を可としない投票の数及び記載を無効とされたものの数	氏　名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたもの数		
5 選挙人名簿に登録されている者及びこれを登録した簿に登録されている者の総数	何人					
6 審査分会事務従事者	総数　何人　内	1 都道府県選挙管理委員会委託		何人		
		2 都道府県の職員		何人		
		3 その他の者		何人		

何年何月何日調製

審査分会長(職)　　氏　　名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会の会人　　氏　　名
審査分会の会人　　氏　　名
審査分会の会人　　氏　　名

備考　この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

第八号様式（審査録の様式）（第五条関係）

第八号様式(審査録の様式)(第五条関係)

何年何月何日
開　　会

最高裁判所裁判官国民審査審査録

1 審査会開設場所	何　　の　　場　　所					
2 審査立会人	党　派	氏　名	選任年月日	参会時刻	選任の事由	
(1) あらかじめ選任された者						
(2) 臨時に選任された者						
3 審査会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会		何年何月何日 午前(後)何時何分閉会			
4 審査の結果						
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票 無効投票率　　%			
(2) 選挙人名簿に登録されている者及びこれを登録した簿に登録されている者の総数並びにその百分の一の数	総　　数		総数の百分の一の数			
(3) 罷免を可とする投票の数及び罷免を可としない投票の数	氏　名	罷免を可とする投票　票	罷免を可としない投票　票			
		計	計			
(4) 罷免をされないものと決定した裁判官	(氏　名) (氏　名) (氏　名) (氏　名)					
(5) 罷免をされるものと決定した裁判官	(氏　名) (氏　名) (氏　名)					
5 審査会事務従事者	総数　何人　内	1 都道府県の職員		何人		
		2 その他の者		何人		

何年何月何日調製

審査長(職)　　氏　　名

我々は、この審査録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査立会人　　氏　　名
審査立会人　　氏　　名
審査立会人　　氏　　名

備考　この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。